

国立大学法人群馬大学教職員給与規則

	平成16. 4. 1	制定			
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1	平成18. 1. 1		
	平成18. 4. 1	平成19. 4. 1	平成20. 4. 1		
	平成20. 4. 1	平成20.12. 1	平成21. 4. 1		
	平成21. 6. 1	平成21.12. 1	平成22. 4. 1		
	平成22.12. 1	平成23. 4. 1	平成24. 1. 1		
	平成24. 7. 1	平成25. 1. 1	平成25. 4. 1		
	平成25. 8. 1	平成26. 4. 1	平成27. 1. 1		
	平成27. 4. 1	平成28. 4. 1	平成29. 1. 1		
	平成29. 4. 1	平成29. 5. 1	平成30. 1. 1		
	平成30. 4. 1	平成30. 7. 1	平成31. 1. 1		
	平成31. 4. 1	令和元. 6.18	令和 2. 1. 1		
	令和 2. 4. 1	令和 2.12. 1	令和 3. 1. 1		
	令和 3. 4. 1	令和 3. 5. 1	令和 4. 4. 1		
	令和 4.10. 1	令和 5. 1. 1	令和 5. 4. 1		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(俸給及び適用範囲)

第2条 教職員の受ける俸給は、その業務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 俸給は、正規の労働時間による勤務に対する報酬であって、第3条第1項第2号に規定する諸手当を除いた全額とする。

3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表（一）（別表第1）

(2) 一般職俸給表（二）（別表第2）

(3) 教育職俸給表（一）（別表第3）

(4) 教育職俸給表（二）（別表第4）

(5) 教育職俸給表（三）（別表第5）

(6) 医療職俸給表（一）（別表第6）

(7) 医療職俸給表（二）（別表第7）

4 前項に掲げる各俸給表の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第1号の適用を受ける者 事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員

(2) 第2号の適用を受ける者 技能系職員

- (3) 第3号の適用を受ける者 大学教員及び助手職員
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校の附属学校教員
- (5) 第5号の適用を受ける者 附属小学校，附属中学校及び附属幼稚園の附属学校教員
- (6) 第6号の適用を受ける者 医療系技術職員
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護職員

5 就業規則第24条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の俸給月額を、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用教職員の欄に掲げる額とする。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/R4.4.1）

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 俸給は、俸給月額（前条第3項の俸給表に掲げられている号俸の額をいう。以下同じ。）及び第14条に規定する俸給の調整額並びに第43条に規定する教職調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，人事交流手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，高所作業手当，爆発物取扱等作業手当，安全衛生管理手当，死体処理手当，放射線取扱手当，異常圧力内作業手当，夜間診療手当，夜間看護等手当，病理解剖待機手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，入試手当，分娩手当，新生児担当医手当，夜間等緊急診療手当，臨床検査技師・臨床工学技士待機手当，手術室勤務看護師手当，結核病床担当看護師手当，防疫等作業手当，学校医手当，教員養成実地指導講師手当，専門看護師等手当，救命救急看護手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，管理教職員特別勤務手当，義務教育等教員特別手当，主幹教諭手当，本府省業務調整手当，期末手当，勤勉手当，附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当とする。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/
R4.4.1/R5.4.1）

（一時金）

第3条の2 前条に規定する俸給及び諸手当のほか、学長が特に必要と認めるときは、学長が認める方法により一時金を支給することができる。

【一部改正】（26.1.1追加）

（給与の計算期間及び支給）

第4条 次の各号に掲げる給与の計算期間は、当該月の初日から末日までとする。

- (1) 俸給，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，人事交流手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，義務教育等教員特別手当，主幹教諭手当，本府省業務調整手当，附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当

- (2) 高所作業手当，爆発物取扱等作業手当，安全衛生管理手当，死体処理手当，放射線取扱手当，異常圧力内作業手当，夜間診療手当，夜間看護等手当，病理解剖待機手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，分娩手当，新生児担当医手当，夜間等緊急診療手当，臨床検査技師・臨床工学技士待機手当，手術室勤務看護師手当，結核病床担当看護師手当，防疫等作業手当，学校医手当，教員養成実地指導講師手当，専門看護師等手当，救命救急看護手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当
- 2 前項第1号の給与は，その月の月額的全額を毎月21日に，同項第2号の給与は，その月の分を翌月21日に支給する。ただし，21日が日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第178号）に定める休日（以下この項において「休日等」という。）にあたるときは，その直前の休日等でない日に支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の計算期間は，6月にあつては前年の12月2日から当該年の6月1日までとし，12月にあつては当該年の6月2日から12月1日までとする。
- 4 前項の給与は，6月30日及び12月10日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。
- 5 入試手当の計算期間は，各事業年度の4月1日から3月31日までとする。
- 6 前項の給与は，業務に従事した事業年度の翌事業年度の4月における第2項で定める日に支給する。ただし，業務に従事した事業年度内に退職する場合は，退職の日の属する月の翌月における第2項で定める日に支給する。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/R4.4.1/R5.4.1）

（給与の支払）

- 第5条 教職員の給与は，法令又は労使協定によって特に認められた場合を除き，現金で直接その教職員に全額支払うものとする。
- 2 教職員から給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの申出があった場合は，その方法により支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まれない。
- 4 教職員が離職（退職又は解雇をいう。以下同じ。）又は死亡した場合は，第2項及び前項の規定にかかわらず，速やかに本人又はその権利者に給与を支給する。ただし，給与を受ける権利に係争があるときは，この限りでない。

（日割計算）

- 第6条 新たに教職員となった者には，その日から給与を支給し，俸給月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた給与を支給する。
- 2 教職員が離職した場合には，その日までの給与を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には，その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により，その月の途中から，又はその月の途中まで，給与を支給する場合の給与額は，その月の現日数から国立大学法人群馬大学教職員の労働時間

及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，地域手当，人事交流手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，本府省業務調整手当，附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/24.7.1/26.4.1/28.4.1/R4.4.1/R5.4.1）

（非常時払）

第7条 教職員が，教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚，出産，疾病，災害，死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために給与を請求した場合には，第4条の規定にかかわらず，請求の日までの給与を日割り計算により速やかに支払うものとする。

（初任給）

第8条 新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験，能力及び責任の度合等を考慮して決定する。

（昇格）

第9条 教職員の職務に応じ，総合的な能力の評価により，原則として，1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第10条 就業規則第12条の規定により降任したときは，下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第11条 教職員の昇給は，毎年1月1日（特に必要と認めた場合には，別の日）に，前年度の人事評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

2 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては，57歳）を超える教職員の前項の規定による昇給は，同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り，行うものとする。

3 教職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【一部改正】（18.4.1/21.4.1/26.1.1）

第12条 削除

【一部改正】（18.4.1）

第13条 削除

【一部改正】 (18. 4. 1)

(俸給の調整額)

第14条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第8の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 第1項の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表、職務の級及び号俸に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る別表第8の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

【一部改正】 (18. 4. 1/26. 4. 1)

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、別表第10に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める教職員に、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額、前項に定める教職員に適用される俸給表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該教職員に適用される適用区分に応じ、別表第11の管理職手当額欄に定める額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額には、所定の労働時間を超えて勤務した場合及び当該勤務が深夜に及んだ場合における超過勤務手当相当額を含むものとする。

【一部改正】 (16. 12. 1/17. 4. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/R3. 4. 1)

(管理教職員特別勤務手当)

第16条 管理教職員特別勤務手当は、前条第3項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける教職員（以下「管理教職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規則第13条及び第14条に規定する週休日及び休日（同規則第15条に規定する振替休日を含む。次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

- 一 I種 12,000円
- 二 II種 10,000円
- 三 III種 8,500円

四 IV種 7,000円

五 V種 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

一 I種 6,000円

二 II種 5,000円

三 III種 4,300円

四 IV種 3,500円

五 V種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理教職員特別勤務手当を支給しない。

【一部改正】 (17.4.1/19.4.1/27.4.1)

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された教職員で、教育職俸給表(一)の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に、月額50,800円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の別表第12に掲げる期間に応じた額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からそのを超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第17条の規定により休職にされた場合における当該教職員に対する別表第12の適用については、当該休職の期間(第44条第1項、第4項ただし書及び第8項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規定による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等においてこれに相当する手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当

の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

【一部改正】 (18. 1. 1/19. 4. 1/27. 1. 1/28. 4. 1/29. 1. 1/30. 1. 1/31. 1. 1)

第17条の2 削除

【一部改正】 (26. 4. 1追加/28. 4. 1/R5. 4. 1削除)

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、再雇用された教職員には支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、年額130万円以上の恒常的な所得が見込まれない次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表の手当額欄に掲げる額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円 ただし、一般職俸給表（一）若しくは医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「般（一）8級教職員等」という。）にあつては、3,500円とし、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「般（一）9級以上教職員等」という。）には支給しない。
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、般（一）8級教職員等にあつては、3,500円とし、般（一）9級以上教職員等には支給しない。
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養

親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

【一部改正】 (18. 1. 1/19. 4. 1/20. 1. 1/29. 4. 1)

(地域手当)

第19条 地域手当は、別表第13に定める支給地域及びこれに相当するものとして学長が認めるものに勤務する教職員に支給する。

2 前項に定める教職員が、事業所を異にする異動をした場合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）で、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（別表第13に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動後に在勤する地域が別表第13に定める支給地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、異動に係る地域手当を支給する。

3 前項の規定は、国家公務員、検察官、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職の国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫の職員、退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人の職員及び国立大学法人の職員（以下「国等の職員」という。）で別表第13に定める地域に勤務した後に、人事交流により引き続き本学に採用された教職員に対して準用する。

4 地域手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 第1項に定める地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別表第13に定める支給地域欄に掲げる区分に応じ、同表の支給割合欄に掲げる割合（第1項において学長が認めるものに勤務する職員にあっては、学長が認める割合）を乗じて得た額とする。

(2) 第2項（第3項において準用される場合を含む。）に定める異動に係る地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、同項に定める異動前の支給割合（異動の日後1年を経過する日の翌日以降の期間については、当該割合に100分の80を乗じて得た割合とする。）を乗じて得た額とする。

【一部改正】 (18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/28. 4. 1/29. 4. 1)

(人事交流手当)

第19条の2 教職員が人事交流により採用となった場合において、当該採用につき、事業所間の距離（採用の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（採用の直前の住居と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要

する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として学長が定める場合を含む。)は、当該教職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。ただし、当該採用に当たり、一定の期間内に当該採用の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の人事交流手当を支給することが適当と認められない場合として学長が認める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員のうち、採用の日前3年間に於いて同手当に相当する手当(人事交流相当手当という。以下この項において同じ。)を支給されていた教職員で、人事交流相当手当に係る支給割合(人事交流相当手当支給割合という。以下この項において同じ。)が前項に定める割合を上回る教職員の人事交流手当については、前項の規定にかかわらず、俸給、管理職手当及び扶養手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。

(1) 採用の日から、3年から人事交流相当手当を受けていた期間を減じた期間を経過する日までの期間 人事交流相当手当支給割合

(2) 採用の日から同日以後3年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前項の規定に準じた割合

3 前2項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における人事交流手当の支給割合は、前2項による人事交流手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による人事交流手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、人事交流手当は、支給しない。

【一部改正】(19.4.1追加/27.4.1)

第19条の3 削除

【一部改正】(24.7.1追加/26.4.1)

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の月額は、同号に定める額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、第1号に該当する教職員で第2号にも該当する教職員については、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額を支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している教職員を除く。)

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学，他の法人等及び国の機関から貸与された宿舍を除く。）を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの
第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

【一部改正】（21.12.1/R2.4.1）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関若しくは有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を利用又は使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で，次の各号のいずれかに該当する教職員（交通費が別途実費で支給される者は除く。）に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする教職員

2 通勤手当の月額は，次の各号に掲げる教職員の区分に応じて，当該各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間（第6項にいう支給単位期間をいう。以下同じ。）につき，運賃，時間，距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額で下記の区分に応じ，当該各号に定める額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃相当額」という。）が，55,000円を超えるときは，支給単位期間につき，55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関をいう。以下同じ。）につき，下記に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合

通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(イ) 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合

学長の定める額

イ 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券の通勤21回分（交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第24条に規定する育児短時間勤務をする教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）で平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、該当する額に100分の50を乗じて得た額）とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、前2号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

ア 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員は第1号及び前号に定める額（第1号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い単位支給期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

イ 一箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相

当額等」という。)が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。)は第1号に定める額とする。

ウ 一箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である教職員(アに掲げる職員を除く。)は前号に定める額とする。

3 事業所を異にする異動、在勤する事業所の移転又は国等の職員からの人事交流等による採用(以下「異動等」という。)に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった教職員で、異動等の直前の住居(異動等の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とし、新幹線鉄道等利用により通勤時間が30分以上短縮されるもので次の各号に掲げる場合の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等、の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当は、前項の規定による額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に定める支給日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

5 通勤手当を支給される教職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。

(1) 離職若しくは死亡した場合又は第1項の教職員たる要件を欠いた場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 休職、育児休業、介護休業、専従許可又は停職の期間が2以上の月にわたることとなる場合

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなる場合

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として次に掲

げる期間をいう。

- (1) 定期券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等，新幹線鉄道等につき，下記に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める期間とする。

ア イに掲げる場合以外の場合

普通交通機関等，新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間（定年退職等に伴い最も経済的かつ合理的であると認められる期間がある場合はその期間）。ただし，新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合にあつては，普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては，当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合

学長の定める期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等，新幹線鉄道等は一箇月とする。

- (3) 自動車等に係る通勤手当にあつては，一箇月とする。

【一部改正】（20. 1. 1/20. 4. 1/27. 1. 1/28. 4. 1/R4. 10. 1）

（単身赴任手当）

第22条 単身赴任手当は，異動等に伴い，住居を移転し，父母の疾病その他やむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった教職員で，当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち，単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員に支給する。ただし，配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが，通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には，この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は，30,000円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては，その額に，交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km 以上 300km 未満	8,000 円
300km 以上 500km 未満	16,000 円
500km 以上 700km 未満	24,000 円
700km 以上 900km 未満	32,000 円
900km 以上 1,100km 未満	40,000 円
1,100km 以上 1,300km 未満	46,000 円
1,300km 以上 1,500km 未満	52,000 円
1,500km 以上 2,000 km 未満	58,000 円
2,000 km 以上 2,500 km 未満	64,000 円

2,500 km以上 70,000 円

【一部改正】 (27. 4. 1/28. 4. 1)

(高所作業手当)

第23条 高所作業手当は、施設運営部職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事した場合に支給する。

2 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、それぞれの額に100分の60を乗じて得た額とする。

【一部改正】 (21. 4. 1)

(爆発物取扱等作業手当)

第24条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

2 爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、300円（作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、180円）とする。

【一部改正】 (21. 4. 1)

(安全衛生管理手当)

第24条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則別表第2に掲げる衛生管理者、衛生工学衛生管理者及び産業医を命ぜられている教職員が、その業務に従事した場合に支給する。

2 安全衛生管理手当の月額額は、次の各号に掲げる職務に応じた額とする。ただし、複数の職務を兼ねている場合にあつては、最も上位の手当額とする。

(1) 衛生管理者 3,000円

(2) 衛生工学衛生管理者 3,000円

(3) 産業医 10,000円

【一部改正】 (19. 4. 1追加)

(死体処理手当)

第25条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号及び第2号の作業に従事した場合にあつては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

(1) 医学部の解剖学、病理学又は法医学の教室に配置されている職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が死体の処理作業に従事したとき 3,200円

(2) 職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている者が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

(2) 前号のほか、学長が認める放射線管理区域内において行う業務に従事したとき。

2 放射線取扱手当の額は、前項各号に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

【一部改正】 (18.4.1)

(異常圧力内作業手当)

第27条 異常圧力内作業手当は、教職員が、高気圧治療室内において、高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に支給する。

2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、0.2メガパスカルまでは210円、0.3メガパスカルまでは560円、0.3メガパスカルを超えるときは1,000円とする。

(夜間診療手当)

第27条の2 夜間診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において診療業務に従事した場合に支給する。

2 夜間診療手当の額は、前項の勤務1回につき、10,000円とする。

【一部改正】 (19.4.1追加/25.4.1)

(夜間看護等手当)

第28条 夜間看護手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、同号に定める額とする。

(1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる次の区分に応じた看護等の業務に従事したとき。

労働時間が深夜の全部を含む勤務であるとき 7,300円

労働時間が深夜の3時間55分以上の勤務であるとき 3,550円

労働時間が深夜の2時間以上3時間55分未満の勤務であるとき 3,100円

労働時間が深夜の2時間未満の勤務であるとき 2,150円

(2) 医療職俸給表の適用を受ける職員が、所定の労働時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,620円

2 助産師、看護師又は准看護師（第21条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における前項第1号の業務に係る手当額については、同項の規定にかかわらず、次の職員の区分に応じた額を加算した額とする。

通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満の教職員 380円

通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員 760円

通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員 1,140円

【一部改正】 (19.4.1/21.4.1/30.7.1)

(病理解剖待機手当)

第28条の2 病理解剖待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が、週休日及び休日において、緊急の病理解剖に対応するため、自宅等に待機をした場合に支給する。

2 病理解剖待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(18.4.1追加/25.4.1)

(教員特殊業務手当)

第29条 教員特殊業務手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭で、職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第10条の適用を受ける者が週休日若しくは休日(同規則第15条の規定により振り替えられた週休日又は休日を含む。以下この条において「週休日等」という。)に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の業務の区分に応じた額とする。

(1) 前項第1号アの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 5,100円

(4) 前項第4号の業務 2,700円

(5) 前項第5号の業務 900円

【一部改正】(20.4.1/21.4.1/25.4.1/29.1.1/R5.1.1)

(教育実習等指導手当)

第30条 教育実習等指導手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭が、共同

教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事した場合に支給する。

2 教育実習等指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円とする。

【一部改正】 (20.4.1/R2.4.1)

(教育業務連絡指導手当)

第31条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。

(1) 小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任

(2) 中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任

(3) 特別支援学校の教務主任、部主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任

2 教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、200円とする。ただし、主幹教諭手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】 (19.4.1/R3.4.1)

(入試手当)

第31条の2 入試手当は、教職員が大学入学共通テスト並びに各学部、各研究科及び専攻科の入学試験における出題、査読、採点、本部要員、監督者、警備及び救護の業務に従事した場合に支給する。

2 入試手当の額は、業務に従事した1事業年度につき10,000円(教員以外の職員にあっては5,000円)とし、学部一般入試の出題主任又は出題委員を担当した教員にあっては、次の各号に定める額を加算する。ただし、1事業年度において出題主任及び出題委員のいずれも担当した場合には、出題主任に係る額のみを加算する。

(1) 出題主任 80,000円

(2) 出題委員 50,000円

【一部改正】 (25.1.1追加/30.4.1/R2.12.1)

(分娩手当)

第31条の3 分娩手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が分娩介助業務に従事した場合に支給する。

2 分娩手当の額は、業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(新生児担当医手当)

第31条の4 新生児担当医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が新生児特定集中治療室において新生児医療の業務(入院時の処置に限る。)に従事した場合に支給する。

- 2 新生児担当医手当の額は、担当した新生児1人につき、10,000円とする。ただし、新生児1人を複数の医師が担当したときは、主治医にあつては10,000円、その他の医師にあつては5,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(夜間等緊急診療手当)

第31条の5 夜間等緊急診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師のうち、労働時間等規則第11条又は同規則第12条の適用を受ける者が、月曜日から金曜日までのいずれかの日において、労働時間等規則第5条第1項第2号に掲げる時間から当該日の翌日における同項第1号に掲げる時間までの間又は同規則第13条に規定する週休日若しくは同規則第14条に規定する休日に次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 緊急手術

(2) 緊急血管造影検査

(3) 緊急内視鏡検査

- 2 夜間等緊急診療手当の額は、前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第31条の6 臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する臨床検査技師のうち輸血部に所属する者又は臨床工学技士が、労働時間等規則第4条第2項又は同規則第9条第2項の規定により定める労働時間以外の時間又は労働時間等規則第14条に規定する休日において、救急患者等への対応のため自宅等に待機を命じられたときに支給する。

- 2 待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(手術室勤務看護師手当)

第31条の7 手術室勤務看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する助産師、看護師又は准看護師が手術室において行う業務に従事した場合に支給する。

- 2 手術室勤務看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、10,000円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(結核病床担当看護師手当)

第31条の8 結核病床担当看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師又は准看護師が結核の患者を入院させるための病床において行う業務に従事した場合に支給する。

- 2 結核病床担当看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、8,500円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(防疫等作業手当)

第31条の9 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに学長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている教職員のうち教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員以外の教職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。

2 防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、290円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第14条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、防疫等作業手当は支給しない。

【一部改正】（26.4.1追加）

(学校医手当)

第31条の10 学校医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、本学において学校医の業務に従事した場合に支給する。

2 学校医手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】（26.4.1追加）

(教員養成実地指導講師手当)

第31条の11 教員養成実地指導講師手当は、附属学校教員が、共同教育学部において教員養成実地指導講師の業務に従事した場合に支給する。

2 教員養成実地指導講師手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】（26.4.1追加/R2.4.1）

(専門看護師等手当)

第31条の12 専門看護師等手当は、医学部附属病院に所属する職員のうち、公益社団法人日本看護協会による専門看護師又は認定看護師の認定を受けている者で、当該認定に係る看護分野の業務に従事した場合、又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号の規定に基づく特定行為研修を修了した者で、当該特定行為に係る看護分野の業務に従事した場合に支給する。

2 専門看護師等手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、業務に従事した月1月につき、当該各号に定める額を支給する。

(1) 専門看護師の認定を受けている職員 6,000円

(2) 認定看護師の認定を受けている職員 3,000円

(3) 特定行為研修を修了した職員 2,000円

3 前項第1号及び第2号、第1号及び第3号又は各号のいずれにも該当する場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給し、前項第2号及び第3号に該当する場合

は、認定看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。

【一部改正】 (29.4.1追加/R5.4.1)

(救命救急看護手当)

第31条の13 救命救急看護手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師が救命救急センターにおいて行う業務に従事した場合に支給する。

2 救命救急看護手当の額は、業務に従事した回数1回につき、500円とする。

【一部改正】 (31.4.1追加/R4.10.1)

(超過勤務手当)

第32条 教職員（管理職手当の支給を受ける教職員を除く。）に労働時間等規則第4条に規定する正規の労働時間を超えて勤務させた場合は、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「通常の給与額」という。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給しなければならない。ただし、1箇月について60時間を超えた場合には、その超えた全時間に対して、通常の給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（休日給を支給する日を除く。）

における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の150

(3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(4) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の160

【一部改正】 (22.4.1)

(休日給)

第33条 教職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。）に労働時間等規則第14条に規定する休日に勤務させた場合は、正規の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、通常の給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務者で休日が同規則第13条に規定する週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等（直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等）に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】 (22.4.1/23.4.1)

(夜勤手当)

第34条 教職員に正規の労働時間として深夜に勤務させた場合は、その深夜に勤務した全時間に対して、労働時間1時間につき、通常の給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 前項の勤務の中に前条に規定する休日がある場合は、休日給と夜勤手当を併給する。

【一部改正】 (17.4.1)

(給与の減額)

第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、通常の給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、翌月の給与の支給日において支給されるべき給与から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与額が、支給されるべき給与の4分の1を超えるときは、その超える部分は、その翌月以降支給されるべき給与から順次差し引くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）により、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた労働時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

(1) 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第24条第2項又は第25条第8項の規定により労働時間の短縮等の措置を受けた場合

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の規定に基づく休業又は労働時間の短縮の措置を受けた場合

4 前項の勤務しない期間には、1日の労働時間の一部を病気休暇等により勤務しない日のほか、当該療養期間中の週休日（労働時間等規則第13条に規定する週休日をいう。以下同じ。）、同規則第14条に規定する休日等その他の勤務しない日（1日の労働時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日を除く。）が含まれるものとする。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていているものとする。

(1) 生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）

(2) 引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる教職員（本規定により勤務しない期間が引き続いていているものとされる教職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から労働時間規則第31条第2項に規定する実労働日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

【一部改正】（23.4.1/27.4.1）

(端数計算)

第36条 第32条から第34条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当，休日給又は夜勤手当の額及び第35条の規定により減額する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条 第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額は，俸給，これに対する地域手当及び人事交流手当，管理職手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，看護職員調整手当及び附属幼稚園教員調整手当の月額合計額に12を乗じ，その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日をいう。以下同じ。）に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

2 第32条及び第33条に規定する勤務が，高所作業手当，爆発物取扱等作業手当，死体処理手当，放射線取扱手当，異常圧力内作業手当，教員特殊業務手当（第29条第1項第1号に規定する業務に限る），教育実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，分娩手当，新生児担当医手当，手術室勤務看護師手当，結核病床担当看護師手当，防疫等作業手当，学校医手当，教員養成実地指導講師手当，専門看護師等手当又は救命救急看護手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は，前項の規定にかかわらず，勤務1時間当たりの給与額は，当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては，その額を7.75で除した額）を，前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/21.4.1/25.1.1/26.4.1/29.1.1/29.4.1/31.4.1/
R5.1.1）

(宿日直手当)

第39条 宿日直手当は，労働時間等規則第22条の規定により，次の各号に掲げる宿直又は日直勤務を命ぜられた教職員に支給するものとし，手当の額は，その勤務1回につき，同号に定める額とする。

(1) 施設，設備，備品，書類等の保全，外部との連絡，文書の收受及び施設内の監視を目的とする勤務 6,100円

(2) 医学部附属病院における次に掲げる勤務

ア 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の勤務 21,000円

イ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の勤務 6,100円

2 前項の勤務は，第32条から第34条までの勤務には含まれないものとする。

【一部改正】（29.4.1/31.1.1）

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(これらの基準日前1箇月以内に離職(解雇は就業規則第14条の規定による解雇に限る。以下同じ。)し、又は死亡した教職員を含む。以下同じ。)に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に、第6項に定める教職員にあっては、第4項に定める役職段階別加算額を加算した額(第8項に定める教職員にあっては、その額に第7項に定める管理職加算額を加算した額)を基礎として、次項に定める基準日に応じたその者の支給割合(以下「期別支給割合」という。)を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じた支給割合(以下「在職期間別支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

3 期別支給割合及び在職期間別割合は、次のとおりとする。

① 期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6月1日	100分の120	100分の100	100分の67.5
12月1日	100分の120	100分の100	100分の67.5

② 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

4 役職段階別加算額は、俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に第6項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

5 第2項及び前項に定める地域手当及び人事交流手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当及び人事交流手当の月額とする。

6 役職段階別加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
一般職(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級・3級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5

② 教育職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
-----	--------	------

教育職（一）	6級の教員	100分の20
	5級の教員	100分の15
	4級及び3級の教員	100分の10
	2級の教員 (学長が認める教員に限る。)	100分の5
	1級の教員 (学長が認める教員に限る。)	100分の5
教育職（二）	4級の教員	100分の15
教育職（三）		100分の10
		2級 (学長が認める教員に限る。)

③ 医療職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
医療職（一）	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級(学長が認める職員に限る。)	100分の5
医療職（二）	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級(学長が認める職員に限る。)	100分の5

7 管理職加算額は、俸給月額に次項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

8 管理職加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
一般職（一） 7級以上	I種の職員	100分の25
	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

② 教育職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
教育職（一） 5級以上	II種の教員	100分の15
	III種の教員	100分の10

③ 医療職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
医療職(一) 7級以上	II種の職員	100分の15
医療職(二) 6級以上	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

9 第2項に規定する基礎となる俸給等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 俸給の半額が減ぜられている場合の算定の基礎となる俸給は、半減後の額による。

(2) 欠勤、育児休業等規則第29条に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）及び育児休業等規則第41条に規定する介護休業に係る部分休業（以下「介護部分休業」という。）若しくは介護休業又は懲戒減給処分により給与が減額されている場

合は、減額されていない俸給による。

- (3) 育児短時間勤務教職員の俸給等の額は、育児休業等規則第28条第2項の規定にかかわらず育児休業等規則第24条の規定により定められたその者の労働時間を労働時間等規則第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じる前の額とする。
- (4) 休職者の場合には、第2項に規定する式により得た額に休職給率を乗じて得た額とする。
- 10 第2項に規定する在職期間は、教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内に次に掲げる者から教職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が退職手当及び期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。
- (1) 本学以外の国立大学法人の職員
- (2) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
- (3) 検察官
- (4) 国家公務員
- (5) 独立行政法人（行政執行法人を除く）の職員
- (6) 日本郵政公社の職員
- (7) 地方公務員
- (8) 公庫・公団等（沖縄振興開発金融公庫、退職手当法施行令第9条の2に規定する法人）の職員
- 11 基準日にそれぞれ在職する教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- (1) 無給休職者（就業規則第17条第1項第1号、第4号又は第5号の規定により休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされている教職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
- (4) 育児休業者（育児休業等規則第3条第1号に規定する育児休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
- (5) 介護休業者（育児休業等規則第3条第3号に規定する介護休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
- (6) 自己啓発等休業教職員（国立大学法人群馬大学教職員自己啓発等休業に関する規則（以下「自己啓発等休業規則」という。）の規定により自己啓発等休業をしている者をいう。）
- 12 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- (1) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第45条の規定により懲戒解雇又は諭旨解雇された教職員
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第13条各号の規定により解雇された

教職員

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 13 期末手当を一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを一時差し止めとする。

【一部改正】 (17. 4. 1/18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/20. 4. 1/21. 12. 1/22. 4. 1/22. 12. 1/25. 1. 1/27. 4. 1/R1. 6. 18/R4. 4. 1/R4. 10. 1)

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に、役職段階別加算額（管理職加算額の加算対象教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額を基礎として、次項に定める勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、別に定める教職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

この場合において、勤勉手当の支給を受けるべき教職員の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日（離職又は死亡した教職員にあっては、離職又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、人事交流手当の月額合計額を加算した額に次の各号に掲げる教職員の区分の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 一般の教職員100分の100
- (2) 特定幹部教職員100分の120
- (3) 再雇用教職員100分の47.5

- 3 勤務期間割合は、次のとおりとする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40

2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

4 役職段階別加算及び管理職加算の対象教職員並びに加算額及び第 2 項に規定する地域手当及び人事交流手当の月額算定方法は、期末手当と同様とする。

5 前条第 9 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号並びに同条第 10 項から第 13 項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。

【一部改正】 (18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/21. 12. 1/22. 4. 1/22. 12. 1/R1. 6. 18/R4. 4. 1/R5. 1. 1)

(再雇用教職員についての適用除外)

第 41 条の 2 再雇用教職員には、第 3 条第 2 号に定める諸手当のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当は支給しない。

【一部改正】 (18. 4. 1 追加/19. 4. 1/24. 7. 1/26. 4. 1/27. 4. 1/R2. 1. 1/R5. 4. 1)

(義務教育等教員特別手当)

第 42 条 附属学校の教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、16,000 円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸の別に応じて、別表第 14 に掲げる額とする。

3 義務教育等教員特別手当は、教職員の給与が第 35 条第 3 項の規定により俸給の半減が行われる場合であっても半減されない。

【一部改正】 (19. 4. 1/21. 4. 1)

(主幹教諭手当)

第 42 条の 2 附属学校教員のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主幹教諭で、校長を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる者に主幹教諭手当を支給する。

2 主幹教諭手当の月額は、10,000 円とする。

【一部改正】 (20. 4. 1/R3. 4. 1)

(本府省業務調整手当)

第 42 条の 3 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員が、文部科学省内の内部部局及び本省に置かれる職の業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

2 本府省業務調整手当の月額は、41,800 円を超えない範囲内で、職務の級及び職員の区分に応じて、別表第 15 に掲げる額とする。

【一部改正】 (21. 4. 1 追加)

(附属幼稚園教員調整手当)

第42条の4 附属幼稚園教調整手当は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうち附属幼稚園に勤務する者について人材確保の必要性等,その特殊性に基づき支給する。

2 附属幼稚園教員手当の月額は,9,000円とする。

【一部改正】(R4.4.1追加)

(看護職員調整手当)

第42条の5 看護職員調整手当は医療職俸給表(二)の適用を受ける者のうち医学部附属病院に勤務する者について人材確保の必要性等,その特殊性に基づき支給する。

2 看護職員手当の月額は,12,000円とする。

【一部改正】(R4.4.1追加/R5.1.1)

(教職調整額)

第43条 附属学校の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき,教職調整額を支給する。

2 教職調整額は,教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がこれらの俸給表の1級又は2級である者には,その者の俸給月額の100分の4に相当する額を支給する。

3 教職調整額には,超過勤務手当及び休日給を含むものとする。

4 教職調整額は,教職員の給与が第35条第1項の規定により給与の減額が行われる場合であっても減額されない。

(休職者の給与)

第44条 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは,その休職の期間中,これに給与の全額を支給する。ただし,労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは,給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは,その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは,俸給,扶養手当,地域手当,人事交流手当,住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは,その休職期間中,俸給,扶養手当,地域手当,人事交流手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは,その休職期間中,俸給,扶養手当,地域手当,人事交流手当,住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし,災害により休職にされたときで,当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは,100分の100以内を支給することができる。この場合において,第1項ただし書を準用する。

5 教職員が前4項以外の事由により休職にされたときは,その休職期間中,必要に応じて,俸給,扶養手当,地域手当,人事交流手当,住居手当及び期末手当のそれぞれ100

分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第4項又は前項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第40条に規定する基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡したときは、同条を準用し、期末手当を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 就業規則第18条第3項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/24.1.1/27.4.1）

（育児休業等取得者の給与）

第45条 育児休業等規則により、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、介護休業又は介護部分休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】（18.4.1/20.4.1）

（自己啓発等休業取得者の給与）

第46条 自己啓発等休業規則により、自己啓発等休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】（20.4.1）

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）の本学の成立の日の前日に受けていた給与については、特に支給要件に変更がない限り、この規則の規定により決定されたものとする。
- 3 承継教職員のうち、本学の成立の日の前日において、給与法第6条に規定する指定職俸給表の適用を受けていた者については、その適用を受けるべき職務に従事している間は、国立大学法人群馬大学役員報酬規則を準用する。
- 4 本学の成立の日前において、承継職員が給与の支払いを預金又は貯金への振込みとしていた申出は、第5条第2項に規定する申出とみなす。
- 5 本学の成立の日前の群馬大学の教職員としての在職期間は、本学の教職員として在職したものとみなしてこの規則を適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第17条、第18条、第40条、第41条、別表第1から第7まで、別表第9及び第10の規定については、平成17年12月1日か

ら適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年7月1日以降においては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。））に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を加算した額をその者の俸給月額として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）で、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 4 平成22年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 5 この規則施行の際、現に改正前の規則第19条第2項の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 6 平成18年4月1日に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、第19条の規定を適用する場合、改正前の規則第19条の規定を適用するものとする。
- 7 この規則施行日後に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、この規則施行日の前日に在職していたものとみなし、第2項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 8 第14条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員（以下「俸給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額（平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額（平成21年12月1日以降においては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。）に達しないこととなる教職員には、改正後の第14条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

【一部改正】（19.4.1/21.12.1/22.12.1/24.7.1）

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第15条の規定による管理職手当の適用を受ける教職員（以下「管理職手当適用教職員」という。）のうち、その者に係る管理職手当の月額が経過措置基準額（平成19年3月31日にその者が受けていた管理職手当の月額（平成22年12月1日以降においては、当該管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額）又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。）に達しないこととなる教職員には、改正後の第15条の規定による管理職手当の月額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

【一部改正】（20.4.1/21.12.1/22.12.1）

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条別表第11については、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31までの間における第42条の3の規定の適用については、同条中「別表第15」とあるのは、「附則別表第2」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当の第40条第3項に規定する支給割合は、同条同項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6月1日	100分の125	100分の110	100分の70

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各

号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 一般の教職員 100分の95
- (2) 特定幹部教職員 100分の115
- (3) 再雇用教職員 100分の40

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第32条については、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第14項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の期別支給割合は、第40条第3項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員
12月1日	100分の135	100分の115

- 3 平成22年12月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の65
 - (2) 特定幹部教職員 100分の85
 - (3) 再雇用教職員 100分の30
- 4 平成30年3月31日までの間、再雇用教職員以外の教職員（一般職俸給表（一）、医療職俸給表（一）若しくは医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員のうち職務の級が6級以上の者、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員のうち職務の級が5級以上の者又は教育職俸給表（二）若しくは教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員のうち職務の級が4級以上の者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額（当該特定教職員が第35条第3項又は第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定教職員が同条同項の規定の適用を受ける者である

場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあつては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 人事交流手当 当該特定教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する人事交流手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(同条第7項の規定の適用を受ける教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。))にあつては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあつては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあつては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。)に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額(第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあつては、

その額に、俸給月額減額基礎額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第44条第1項 前各号に定める額

ロ 第44条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第44条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第44条第4項及び第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定より当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第44条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

5 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、当分の間、学長の認めるところによる。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第32条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定が適用される間、第41条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部教職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部教職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

8 前項に規定する額の算出は、平成23年4月1日以降においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.0125」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」と読み替えるものとする。

9 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成26年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」、「100分の65」とあるのは「100分の82.5」、「100分の85」とある

のは「100分の102.5」と読み替えるものとする。

- 10 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成27年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.275」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.575」、「100分の65」とあるのは「100分の85」、「100分の85」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 11 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成28年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」、「100分の65」とあるのは「100分の90」、「100分の85」とあるのは「100分の110」と読み替えるものとする。
- 12 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成29年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.6875」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.9875」、「100分の65」とあるのは「100分の112.5」、「100分の85」とあるのは「100分の132.5」と読み替えるものとする。
- 13 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。
- 14 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第15条第2項に規定する管理職手当の額は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 15 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があるとして学長が認める者の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

【一部改正】（24.1.1/27.4.1/28.4.1）

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（平成18年4月1日施行の附則2項の規定により俸給月額に加算される額を含み、当該教職員が第35条第3項及び第4項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同附則第2項の規定により俸給月額に加算される額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、

俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
教育職俸給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 人事交流手当 当該教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する人事交流手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
 - ア 第44条第1項 前項及び前各号に定める額
 - イ 第44条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100の80を乗じて得た額
 - ウ 第44条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- エ 第44条第4項又は第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第44条第6項 第4号に定める額に同条第2項、第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額（同規則第32条の規定により読み替えられるものを含む。）は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額及び管理職手当の月額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する人事交流手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する人事交流手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月1日施行の附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第19条の3の適用期間は特例期間とする。
- 8 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第19条の3の規定の適用については、同条第2項中「、俸給月額（）」とあるのは「、俸給月額（平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額とし、）」とする。
- 9 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち当該教職員の平成19年1月1

日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成24年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

10 平成25年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

11 平成26年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の2及び第11条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の規定は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成27年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間（以下「保障期間」という。）における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際、現に第19条第2項及び第3項の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。
- 9 施行日から平成28年3月31日までの間に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 施行日前に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 保障期間における第22条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
- 12 平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の82.5
 - (2) 特定幹部教職員 100分の102.5

(3) 再雇用教職員 100分の37.5

13 前項の規定は、平成26年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は、平成28年3月2日から施行する。

2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が、同日において附則別表に定める俸給表のその者の受けている級及び号俸に対応する俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

3 施行日の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。

4 施行日以降に新たに教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。

5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成28年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。

6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおける第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。

7 この規則施行の際、現に第19条の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。

8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。

9 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 一般の教職員 100分の85

(2) 特定幹部教職員 100分の105

(3) 再雇用教職員 100分の40

10 前項の規定は、平成27年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年11月30日から施行する。
- 2 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の90
 - (2) 特定幹部教職員 100分の110
 - (3) 再雇用教職員 100分の42.5

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる期間の第18条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 8,000 円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹	1 人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹	1 人につき 6,500 円
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500 円 ただし、般（一）8級教職員等及び般（一）9级以上教職員等（以下「般（一）」）

	8級以上教職員等」という。) にあっては、3,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、般(一)8級教職員等にあつては、3,500円
重度心身障害者(終身労務に就けない程度の者)	

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の112.5
 - (2) 特定幹部教職員 100分の132.5
 - (3) 再雇用教職員 100分の52.5
- 3 前項の規定は、平成29年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める教職員を除く。以下この項において「昇給抑制教職員」という。)その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行し、改正後の第28条第1項第1号の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第28条第1項第1号の規定は、施行の日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の95
 - (2) 特定幹部教職員 100分の115
 - (3) 再雇用教職員 100分の47.5
- 3 前項の規定は、平成30年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月18日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の97.5
 - (2) 特定幹部教職員 100分の117.5
 - (3) 再雇用教職員 100分の45
- 3 前項の規定は、令和元年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、改正後に引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第20条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第20条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の100
 - (2) 特定幹部教職員 100分の120
 - (3) 再雇用教職員 100分の50
- 3 前項の規定は、令和2年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第38条の規定は令和4年4月1日から、第42条の5の規定は令和4年10月1日から適用する。
- 2 令和4年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の105
 - (2) 特定幹部教職員 100分の125
 - (3) 再雇用教職員 100分の50
- 3 第1項の規定は、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定は、令和4年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表(一) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職員以外		円									円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				

の 職 員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300						
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600						
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600								
95		295,200	343,100								
96		295,600	343,500								
97		295,800	343,700								
98		296,100	344,100								
99		296,500	344,500								
100		296,900	344,800								
101		297,100	345,100								
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
再雇用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員に適用する。

別表第2 一般職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000

員 以 外 の 職 員	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900	
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500	
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000	
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500	
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000	
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400	
70	215,800	253,100	282,500	311,300		
71	216,100	253,500	283,300	311,800		
72	216,400	253,900	284,000	312,300		
73	216,600	254,100	284,800	312,600		
74	217,000	254,500	285,500	313,100		
75	217,400	255,000	286,300	313,600		
76	218,000	255,500	287,100	314,000		
77	218,200	255,800	287,700	314,200		
78	218,700	256,200	288,200	314,500		
79	219,100	256,700	288,700	314,800		
80	219,500	257,200	289,100	315,100		
81	220,000	257,500	289,500	315,400		
82	220,300	257,800	289,900	315,700		
83	220,600	258,100	290,400	316,000		
84	221,000	258,400	290,900	316,300		
85	221,500	258,600	291,300	316,500		
86	221,900	258,800	291,900	316,900		
87	222,300	259,100	292,500	317,200		
88	223,000	259,400	293,100	317,400		
89	223,400	259,600	293,400	317,600		
90	223,900	259,800	293,900	317,900		
91	224,400	260,200	294,400	318,200		
92	224,800	260,400	294,800	318,500		
93	225,100	260,700	295,200	318,700		
94	225,500	261,100	295,700	319,000		
95	225,900	261,400	296,200	319,300		
96	226,200	261,700	296,700	319,500		
97	226,500	261,900	297,000	319,700		
98	226,900	262,200	297,400	320,000		
99	227,300	262,400	297,900	320,300		
100	227,700	262,700	298,400	320,500		
101	228,100	263,000	298,800	320,700		
102	228,500	263,200	299,200			
103	228,900	263,500	299,500			
104	229,300	263,800	299,800			
105	229,700	264,000	300,100			
106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			

112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再雇用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、看護助手その他の技能系職員に適用する。

別表第3 教育職俸給表(一) (第2条関係)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
	2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
	3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
	4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
	5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
	6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
	7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
	8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
	9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
	10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
	11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
	12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
	13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
	14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
	15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
	16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
	17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
	18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
	19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
	20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
	21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
	22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000	
	23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400	
	24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700	
	25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700	
	26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900	
	27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000	
	28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200	
	29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
	30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
	31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	
	32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900	
	33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800	
	34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900	
	35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200	
	36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400	
	37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500	
	38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500	
	39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400	
	40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300	
	41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300	
	42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200	
	43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900	
	44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800	
	45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700	
	46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500	
	47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300	
	48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200	
	49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900	
	50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600	
	51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400	
	52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300	
	53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900	
	54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500	
	55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200	
	56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800	
	57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400	
	58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700	
	59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000	
	60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200	
再	61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
	62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
	63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
雇	64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400	

一 用 職 員 以 外 の 職 員	65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000	
	66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
	67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800	
	68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
	69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600	
	70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400	
	71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100	
	72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
	73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
	74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
	75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
	76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
	77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
	78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
	79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
	80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
	81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
	82	296,000	349,800	415,600	451,800		
	83	296,900	350,800	415,900	452,100		
	84	297,800	351,800	416,300	452,700		
	85	298,300	352,400	416,600	453,100		
	86	299,100	353,000	417,000	453,500		
	87	299,900	353,600	417,400	453,900		
	88	300,800	354,200	417,800	454,200		
	89	301,400	354,800	418,100	454,500		
	90	302,000	355,200	418,500	454,900		
	91	302,700	355,600	418,900	455,300		
	92	303,300	356,100	419,200	455,600		
	93	304,000	356,600	419,500	455,900		
	94	304,600	357,000	419,900	456,300		
	95	305,200	357,500	420,200	456,600		
	96	305,800	358,000	420,500	456,900		
	97	306,500	358,600	420,800	457,200		
	98	307,100	359,100	421,200	457,600		
	99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200			
101	308,700	360,400	422,100	458,500			
102	309,000	360,900	422,500				
103	309,300	361,200	422,800				
104	309,700	361,700	423,100				
105	310,000	362,200	423,400				
106	310,400	362,600	423,800				
107	310,700	363,100	424,100				
108	311,000	363,600	424,400				
109	311,400	364,000	424,700				
110	311,700	364,500	425,000				
111	312,100	365,000	425,300				
112	312,500	365,400	425,600				
113	312,800	365,800	425,900				
114	313,200	366,200	426,200				
115	313,500	366,700	426,500				
116	313,800	367,100	426,800				
117	314,000	367,500	427,000				
118	314,300	367,900					
119	314,700	368,400					
120	315,100	368,800					
121	315,300	369,100					
122	315,600	369,500					
123	316,000	370,000					
124	316,400	370,300					
125	316,600	370,700					
126	316,800	371,200					
127	317,100	371,700					
128	317,500	372,100					
129	317,700	372,500					
130	318,000	373,000					
131	318,400	373,500					
132	318,600	374,000					
133	318,800	374,500					
134	319,100	375,000					
135	319,500	375,500					

	136	319,700	376,000				
	137	319,900	376,500				
	138	320,100	377,000				
	139	320,300	377,500				
	140	320,600	378,000				
	141	321,000	378,500				
	142	321,300					
	143	321,600					
	144	321,900					
	145	322,300					
	146	322,600					
	147	322,800					
	148	323,100					
	149	323,500					
	150	323,800					
	151	324,100					
	152	324,300					
	153	324,600					
	154	324,900					
	155	325,200					
	156	325,500					
	157	325,700					
再雇用職員		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第4 教育職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	
	49	247,900	308,300	416,700	
	50	249,300	310,700	418,100	
	51	250,500	313,000	419,700	
	52	251,900	315,200	421,200	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	53	253,000	317,300	422,900	
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	
	64	264,500	339,000	438,000	
	65	265,800	340,700	439,200	
	66	267,200	342,900	440,400	
	67	268,600	344,900	441,600	
	68	270,200	347,100	442,800	
	69	271,500	348,900	444,000	
	70	272,800	350,800	445,200	
	71	274,100	352,800	446,400	
	72	275,400	354,800	447,600	
	73	276,400	356,400	448,700	
	74	277,600	358,300	449,300	
	75	278,900	360,100	449,800	
	76	279,900	362,000	450,300	
	77	280,800	363,800	450,800	
	78	281,800	365,500	451,400	
	79	282,800	367,200	451,900	
	80	283,800	368,800	452,400	
	81	284,900	370,300	452,900	
	82	286,100	371,800		
	83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700			
85	289,500	375,800			
86	290,600	377,200			
87	291,600	378,600			
88	292,800	379,900			
89	293,900	381,200			
90	295,000	382,500			
91	296,200	383,700			
92	297,400	385,000			
93	297,900	386,300			
94	298,900	387,400			
95	300,000	388,700			
96	301,200	389,900			
97	302,200	391,300			
98	303,300	392,300			
99	304,300	393,400			
100	305,400	394,400			
101	306,300	395,300			
102	307,400	396,300			
103	308,500	397,400			
104	309,500	398,500			
105	310,100	399,200			
106	311,000	400,100			
107	311,800	401,000			
108	312,600	401,900			
109	313,500	402,700			
110	313,900	403,600			
111	314,300	404,400			

112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700	416,500		
147	327,000	416,800		
148	327,300	417,000		
149	327,500	417,200		
150	327,700	417,500		
151	328,000	417,800		
152	328,300	418,000		
153	328,500	418,200		
再雇用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

- 備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。
(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 教育職俸給表(三) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	375,400	
	43	239,100	271,100	376,800	
	44	240,700	273,200	378,300	
	45	242,300	275,300	379,700	
	46	243,800	277,500	381,300	
	47	245,100	279,600	382,900	
	48	246,400	281,500	384,400	
	49	247,500	283,800	385,800	
	50	248,800	285,500	387,300	
	51	250,200	287,400	388,800	
	52	251,300	289,200	390,200	
	53	252,400	290,600	391,400	
	54	253,800	292,700	392,700	
	55	254,800	294,700	393,800	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	56	255,800	296,900	394,900	
	57	257,000	298,900	396,300	
	58	258,000	301,300	397,500	
	59	259,100	303,500	398,700	
	60	260,100	306,100	400,000	
	61	261,300	308,300	401,200	
	62	262,000	310,700	402,200	
	63	262,900	313,000	403,600	
	64	263,500	315,200	404,900	
	65	264,500	317,300	406,100	
	66	265,900	319,100	407,200	
	67	267,000	320,700	408,400	
	68	268,300	322,300	409,500	
	69	269,800	324,200	410,500	
	70	271,300	326,300	411,700	
	71	272,600	328,400	412,900	
	72	274,000	330,400	414,100	
	73	274,800	332,500	414,700	
74	275,800	334,600	415,500		
75	277,000	336,800	416,200		
76	278,000	339,000	416,700		
77	279,200	340,700	417,000		
78	280,200	342,600	417,400		
79	281,400	344,300	417,800		
80	282,300	346,100	418,200		
81	283,500	347,900	418,500		
82	284,300	349,700	418,900		
83	285,300	351,100	419,300		
84	286,300	352,900	419,600		
85	287,200	354,100	419,900		
86	288,100	355,700	420,300		
87	288,800	357,200	420,700		
88	289,800	358,700	421,000		
89	290,800	360,000	421,300		
90	291,700	361,300	421,600		
91	292,600	362,700	421,900		
92	293,400	364,100	422,100		
93	293,700	365,600	422,300		
94	294,400	366,900	422,600		
95	295,100	368,200	422,900		
96	295,900	369,400	423,100		
97	296,700	370,400	423,300		
98	297,500	371,400			
99	298,300	372,400			
100	299,000	373,400			
101	299,900	374,300			
102	300,400	375,300			
103	300,900	376,300			
104	301,400	377,300			
105	301,600	378,100			
106	302,000	379,000			
107	302,300	379,900			
108	302,500	380,900			
109	302,700	381,700			
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			
116	304,400	388,000			
117	304,700	388,800			
118	305,000	389,500			

119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
158		405,700		
159		406,000		
160		406,200		
161		406,400		
162		406,700		
163		407,000		
164		407,200		
165		407,400		
再雇用職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 医療職俸給表(一) (第2条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 雇 用 職 員 以 外	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		

の 職 員	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400				
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900				
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400				
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900				
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400				
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700				
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200				
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600				
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000				
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400				
86		289,500	325,400	346,300					
87		289,700	325,600	346,600					
88		289,900	326,000	346,900					
89		290,300	326,400	347,300					
90		290,500	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		290,900	327,600	348,300					
93		291,300	327,900	348,700					
94		291,500	328,100	349,000					
95		291,700	328,500	349,300					
96		292,000	328,800	349,600					
97		292,400	329,000	349,900					
98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					
101		293,500	330,100	351,600					
102		293,700	330,400	352,000					
103		293,900	330,800	352,400					
104		294,200	331,000	352,800					
105		294,500	331,200	353,300					
106			331,400						
107			331,800						
108			332,000						
109			332,200						
110			332,600						
111			333,000						
112			333,400						
113			333,600						
再雇 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療系技術職員に適用する。

別表第7 医療職俸給表(二) (第2条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 雇	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100

用 職 員 以 外 の 職 員	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500			
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100			
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600			
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000			
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600			
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100			
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400			
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700			
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200			
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600			
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900			
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200			
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700			
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200			
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600			
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900			
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300			
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800			
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200			
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600			
94	281,900	315,000	348,400	366,400				
95	282,800	315,700	349,100	366,800				
96	283,800	316,300	349,700	367,100				
97	284,400	317,000	350,100	367,700				
98	285,200	317,300	350,500	368,200				
99	285,800	317,900	351,000	368,700				
100	286,700	318,600	351,400	369,200				
101	287,500	319,000	351,900	369,800				
102	288,300	319,600	352,300	370,300				
103	289,100	320,200	352,800	370,800				
104	289,900	320,800	353,200	371,200				
105	290,600	321,200	353,500	371,800				
106	291,100	321,700	354,000	372,300				
107	291,600	322,200	354,400	372,800				
108	292,100	322,700	354,700	373,300				
109	292,300	323,100	355,200	373,900				
110	292,600	323,500	355,700	374,300				
111	292,800	323,800	356,200	374,800				
112	293,200	324,100	356,700	375,300				
113	293,500	324,500	357,200	375,900				
114	293,700	324,900	357,700					
115	294,100	325,300	358,200					
116	294,400	325,600	358,600					
117	294,700	325,800	359,000					
118	295,000	326,100	359,400					

119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再雇用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師その他の看護職員に適用する。

別表第8 俸給の調整額適用区分表（第14条関係）

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科及び学 府(以下、研究科等とい う。)	(1) 教授、准教授、講師又は助教で研究科等の授業を常 時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、 研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生に対 する研究指導に従事するもの(別に定める者に限る。)	3
	(2) 大学院担当教員のうち、研究科等の博士課程を担当す る者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	
	(4) 研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教 又は助手で別に定めるもの	1
2. 医学部及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組 織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例 とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とす る職員(別に定める者に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の 病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」とい う。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実 験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職 員	1
3. 医学部附属病院	(1) 重症心身障害児(以下「重障児」という。)を専ら入院さ せるための病棟(以下「重障児病棟」という。)に勤務する 看護助手	5
	(2) 重障児病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護 師	4
	(3) 重障児の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(4) 重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理 学療法技術職員	
	(5) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病 棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟 (以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	
	(6) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当し ている者に限る。),看護師及び准看護師	2
	(7) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを 本務とする医師及び歯科医師	
	(8) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常 例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技 術者	
	(9) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院 患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療 放射線技師	
	(10) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とす る作業療法技術職員	
	(11) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要 する患者を専ら入院させるための病棟(別に定めるものに 限る。以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長 (6)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する 看護師及び准看護師	
	(12) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事 することを本務とする医師(別に定める者に限る。)	

	(13) 重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 (14) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員(別に定める者に限る。)	
4. 附属特別支援学校	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及び養護教諭	2
	(2) 教諭((1)に掲げる者を除く。)	1

別表第9 調整基本額表（第14条関係）

ア. 一般職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,600円
2級	全ての号俸	8,500円
3級	全ての号俸	9,600円
4級	全ての号俸	10,200円
5級	全ての号俸	10,600円
6級	全ての号俸	11,200円
7級	全ての号俸	12,100円
8級	全ての号俸	12,700円
9級	全ての号俸	14,300円
10級	全ての号俸	15,900円

ウ. 教育職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	8,005円
	2号俸	8,100円
	3号俸	8,190円
	4号俸	8,280円
	5号俸	8,361円
	6号俸	8,469円
	7号俸	8,577円
	8号俸	8,685円
	9号俸	8,797円
	10号俸	8,910円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	9,904円
	2号俸	10,008円
	3号俸	10,107円
	4号俸	10,206円
	5号俸	10,300円
	6号俸	10,395円
	7号俸	10,494円
上記に該当しない号俸	10,500円	
3級	全ての号俸	11,900円
4級	全ての号俸	12,700円
5級	全ての号俸	15,000円
6級	全ての号俸	16,300円

イ. 一般職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,000円
2級	全ての号俸	7,400円
3級	全ての号俸	8,500円
4級	全ての号俸	8,700円
5級	全ての号俸	9,600円

エ. 教育職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,398円
	2号俸	7,465円
	3号俸	7,533円
	4号俸	7,600円
	5号俸	7,672円
	6号俸	7,758円
	7号俸	7,839円
	8号俸	7,920円
	9号俸	7,996円
	10号俸	8,091円
	11号俸	8,181円
	12号俸	8,266円
	13号俸	8,352円
	14号俸	8,446円
	15号俸	8,541円
	16号俸	8,635円
	17号俸	8,734円
	18号俸	8,838円
	19号俸	8,950円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	9,333円
	2号俸	9,409円
	3号俸	9,481円
	4号俸	9,558円
	5号俸	9,639円
	6号俸	9,711円
	7号俸	9,787円
	8号俸	9,859円
	9号俸	9,940円
	10号俸	10,026円
	11号俸	10,111円
	12号俸	10,197円
	13号俸	10,264円
	14号俸	10,354円
	15号俸	10,444円
	16号俸	10,534円
	17号俸	10,615円
	18号俸	10,737円
	19号俸	10,858円
	20号俸	10,980円
	21号俸	11,097円
上記に該当しない号俸	11,100円	
3級	全ての号俸	12,200円
4級	全ての号俸	13,100円

オ. 教育職俸給表(三)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,398円
	2号俸	7,465円
	3号俸	7,533円
	4号俸	7,600円
	5号俸	7,672円
	6号俸	7,758円
	7号俸	7,839円
	8号俸	7,920円
	9号俸	7,996円
	10号俸	8,091円
	11号俸	8,181円
	12号俸	8,266円
	13号俸	8,352円
	上記に該当しない号俸	8,400円
2級	1号俸	8,109円
	2号俸	8,203円
	3号俸	8,298円
	4号俸	8,397円
	5号俸	8,487円
	6号俸	8,577円
	7号俸	8,671円
	8号俸	8,766円
	9号俸	8,865円
	10号俸	8,982円
	11号俸	9,099円
	12号俸	9,216円
	13号俸	9,333円
	14号俸	9,409円
	15号俸	9,481円
	16号俸	9,558円
	17号俸	9,639円
	18号俸	9,711円
	19号俸	9,787円
	20号俸	9,859円
	21号俸	9,940円
	22号俸	10,026円
	23号俸	10,111円
	24号俸	10,197円
	25号俸	10,264円
	26号俸	10,354円
	27号俸	10,444円
	28号俸	10,534円
	29号俸	10,615円
	30号俸	10,737円
	31号俸	10,858円
	32号俸	10,980円
上記に該当しない号俸	11,000円	
3級	全ての号俸	11,800円
4級	全ての号俸	12,700円

カ. 医療職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,200円
2級	全ての号俸	8,000円
3級	全ての号俸	9,100円
4級	全ての号俸	9,700円
5級	全ての号俸	10,500円
6級	全ての号俸	11,300円
7級	全ての号俸	12,200円
8級	全ての号俸	13,800円

キ. 医療職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,645円
	2号俸	7,708円
	3号俸	7,776円
	4号俸	7,839円
	5号俸	7,902円
	6号俸	7,969円
	7号俸	8,037円
	上記に該当しない号俸	8,100円
2級	1号俸	8,865円
	2号俸	8,950円
	3号俸	9,040円
	4号俸	9,126円
	5号俸	9,220円
	6号俸	9,310円
上記に該当しない号俸	9,400円	
3級	全ての号俸	9,700円
4級	全ての号俸	10,000円
5級	全ての号俸	10,400円
6級	全ての号俸	11,600円
7級	全ての号俸	12,500円

別表第10 管理職手当(第15条関係)

職名	適用区分
副学長(校務を分担する者)	Ⅱ種
医学系研究科長	Ⅱ種
理工学府長	Ⅱ種
病院長	Ⅱ種
共同教育学部長	Ⅲ種
情報学部長	Ⅲ種
医学部長	Ⅲ種
保健学研究科長	Ⅲ種
生体調節研究所長	Ⅲ種
総合情報メディアセンター長	Ⅲ種
副学長	Ⅳ種
副病院長	Ⅳ種
評議員	Ⅴ種
教育実践センター長	Ⅴ種
学科長(情報学部に限る。)	Ⅴ種
部門長(理工学府に限る。)	Ⅴ種
生物資源センター長	Ⅴ種
生体情報ゲノムリソースセンター長	Ⅴ種
附属小学校長	Ⅳ種の2
附属幼稚園長	Ⅳ種
附属小学校教頭	Ⅳ種
附属中学校長	Ⅳ種
附属中学校教頭	Ⅳ種
附属特別支援学校長	Ⅳ種
附属特別支援学校小学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校中学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校高等部主事	Ⅴ種の2
附属幼稚園教頭	Ⅴ種
附属特別支援学校教頭	Ⅴ種
看護部長	Ⅱ種
薬剤部長	Ⅳ種
副看護部長	Ⅳ種
事務局長	Ⅰ種
事務局の部長及び調査役	Ⅱ種
昭和地区事務部長, 次長	Ⅱ種
課長, 事務長, 室長	Ⅲ種
統括技術長	Ⅳ種
副統括技術長	Ⅴ種

別表第11 管理職手当額(第15条関係)

ア. 一般職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
10級	I種	139,300
9級	I種	130,300
	II種	104,200
8級	I種	117,100
	II種	94,000
	III種	82,200
7級	II種	88,500
	III種	77,400
6級	II種	83,100
	III種	72,700
	IV種	62,300
	V種	51,900
5級	III種	69,400
	IV種	59,500
	V種	49,600
4級	IV種	55,500
	V種	46,300

オ. 医療職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6級	IV種	62,300
5級	IV種	58,900

カ. 医療職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
7級	II種	88,300
6級	II種	86,700
5級	II種	79,000
	III種	69,100
	IV種	59,200
4級	IV種	53,700

イ. 教育職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5級	II種	106,900
	III種	93,500
	IV種の2	86,800
	IV種	80,200
	V種	66,800
4級	IV種の2	74,500
	IV種	68,800
	V種	57,300

ウ. 教育職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	68,300
	V種	56,900
3級	V種	55,100
	V種の2	35,300
2級	V種	52,200
	V種の2	33,400

エ. 教育職俸給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	65,100
	V種	54,300
3級	V種	54,700
2級	V種	51,000

別表第12 初任給調整手当（第17条関係）

期間の区分	手当額
	円
1 年未満	50,800
1 年以上 2 年未満	50,800
2 年以上 3 年未満	50,800
3 年以上 4 年未満	50,800
4 年以上 5 年未満	50,800
5 年以上 6 年未満	50,800
6 年以上 7 年未満	49,000
7 年以上 8 年未満	47,200
8 年以上 9 年未満	45,400
9 年以上 10 年未満	43,600
10 年以上 11 年未満	41,800
11 年以上 12 年未満	40,000
12 年以上 13 年未満	38,200
13 年以上 14 年未満	36,400
14 年以上 15 年未満	35,000
15 年以上 16 年未満	33,600
16 年以上 17 年未満	32,200
17 年以上 18 年未満	30,800
18 年以上 19 年未満	29,400
19 年以上 20 年未満	28,000
20 年以上 21 年未満	26,600
21 年以上 22 年未満	26,000
22 年以上 23 年未満	25,400
23 年以上 24 年未満	24,400
24 年以上 25 年未満	23,800
25 年以上 26 年未満	23,200
26 年以上 27 年未満	22,600
27 年以上 28 年未満	22,000
28 年以上 29 年未満	21,200
29 年以上 30 年未満	20,900
30 年以上 31 年未満	20,500
31 年以上 32 年未満	19,900
32 年以上 33 年未満	19,000
33 年以上 34 年未満	18,100
34 年以上 35 年未満	17,400

別表第13 地域手当(第19条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の6
	前橋市 太田市 桐生市 渋川市	100分の3
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の10
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	100分の16
	守谷市	100分の15
	牛久市	100分の12
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	100分の10
	古河市 ひたちなか市 神栖市	100分の6
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	100分の3
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市	100分の6
	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の16
	さいたま市 志木市	100分の15
	東松山市 朝霞市	100分の12
	坂戸市	100分の10
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市	100分の6
	鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市	
	比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	
熊谷市	100分の3	
千葉県	袖ヶ浦市 印西市	100分の16
	千葉市 成田市	100分の15
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	100分の10
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の6
	木更津市 君津市 八街市	100分の3
東京都	特別区	100分の20
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市	100分の16
	多摩市	
	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
神奈川県	武蔵村山市	100分の3
	横浜市 川崎市 厚木市	100分の16
	鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の12
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
三浦市 秦野市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	100分の6	
新潟県	新潟市	100分の3
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の3
長野県	塩尻市	100分の6
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の6
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市	100分の3
静岡県	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	100分の6
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	100分の3
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の16
	名古屋市 豊明市	100分の15
	西尾市 知多市 みよし市	100分の10
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市	100分の6
	江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	100分の3
三重県	鈴鹿市	100分の12
	四日市市	100分の10

	津市 桑名市 亀山市	100分の6
	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	100分の10
	彦根市 守山市 甲賀市	100分の6
	長浜市 東近江市	100分の3
京都府	京田辺市	100分の12
	京都市	100分の10
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	100分の6
大阪府	大阪市 守口市	100分の16
	池田市 高槻市 門真市	100分の15
	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	100分の12
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	100分の10
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	100分の15
	神戸市	100分の12
	尼崎市 伊丹市 三田市	100分の10
	明石市 赤穂市	100分の6
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	100分の6
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の6
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の3
香川県	高松市	100分の6
	坂出市	100分の3
福岡県	福岡市 春日市 福津市	100分の10
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の6
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第14 義務教育等教員特別手当（第42条関係）

ア 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸				
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	12,900	15,900
	39	5,800	7,700	12,900	15,900
	40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41	6,100	8,300	13,200	16,000
	42	6,100	8,300	13,200	
	43	6,100	8,300	13,200	
	44	6,100	8,300	13,200	
	45	6,300	8,600	13,500	
	46	6,300	8,600	13,500	
	47	6,300	8,600	13,500	
	48	6,300	8,600	13,500	
	49	6,600	8,900	13,700	
	50	6,600	8,900	13,700	
	51	6,600	8,900	13,700	
	52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000		

54	6,800	9,600	14,000
55	6,800	9,600	14,000
56	6,800	9,600	14,000
57	7,000	9,900	14,200
58	7,000	9,900	14,200
59	7,000	9,900	14,200
60	7,000	9,900	14,200
61	7,200	10,200	14,400
62	7,200	10,200	14,400
63	7,200	10,200	14,400
64	7,200	10,200	14,400
65	7,400	10,500	14,600
66	7,400	10,500	14,600
67	7,400	10,500	14,600
68	7,400	10,500	14,600
69	7,700	10,800	14,800
70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	15,100
79	8,100	11,400	15,100
80	8,100	11,400	15,100
81	8,200	11,600	15,200
82	8,200	11,600	
83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600	
85	8,400	11,800	
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	

	114	9,200	13,400		
	115	9,200	13,400		
	116	9,200	13,400		
	117	9,400	13,600		
	118	9,400	13,600		
	119	9,400	13,600		
	120	9,400	13,600		
	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900	14,100		
	139	9,900	14,100		
	140	9,900	14,100		
	141	9,900	14,200		
	142	9,900	14,200		
	143	9,900	14,200		
	144	9,900	14,200		
	145	10,100	14,200		
	146	10,100	14,200		
	147	10,100	14,200		
	148	10,100	14,200		
	149	10,200	14,200		
	150	10,200	14,200		
	151	10,200	14,200		
	152	10,200	14,200		
	153	10,300	14,200		
再雇用 職員		6,300	7,700	10,100	12,900

備考 この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。

イ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
	号俸	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	2	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	3	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	4	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	5	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	6	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	7	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	8	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	9	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	10	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	11	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	12	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	13	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	14	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	15	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	16	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	17	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	18	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	19	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	20	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	21	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	22	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	23	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	24	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	25	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	26	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	27	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	28	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	29	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	30	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	31	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	32	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	33	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	34	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	35	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	36	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	37	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	38	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	39	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	40	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	41	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900	8,000	16,000
	42	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	43	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	44	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	45	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	46	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	47	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	48	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	49	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	50	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	51	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	52	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
53	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900			

54	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
55	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
56	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
57	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
58	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
59	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
60	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
61	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
62	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
63	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
64	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
65	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
66	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
67	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
68	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
69	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
70	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
71	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
72	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
73	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
74	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
75	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
76	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
77	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
78	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
79	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
80	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
81	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
82	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
83	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
84	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
85	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
86	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
87	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
88	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
89	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
90	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
91	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
92	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
93	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
94	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
95	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
96	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
97	4,400	8,800	5,900	11,800	7,600	15,200
98	4,400	8,800	5,900	11,800		
99	4,400	8,800	5,900	11,800		
100	4,400	8,800	5,900	11,800		
101	4,500	9,000	6,100	12,200		
102	4,500	9,000	6,100	12,200		
103	4,500	9,000	6,100	12,200		
104	4,500	9,000	6,100	12,200		
105	4,550	9,100	6,200	12,400		
106	4,550	9,100	6,200	12,400		
107	4,550	9,100	6,200	12,400		
108	4,550	9,100	6,200	12,400		
109	4,600	9,200	6,300	12,600		
110	4,600	9,200	6,300	12,600		
111	4,600	9,200	6,300	12,600		
112	4,600	9,200	6,300	12,600		
113	4,600	9,200	6,450	12,900		

114	4,600	9,200	6,450	12,900				
115	4,600	9,200	6,450	12,900				
116	4,600	9,200	6,450	12,900				
117	4,700	9,400	6,550	13,100				
118	4,700	9,400	6,550	13,100				
119	4,700	9,400	6,550	13,100				
120	4,700	9,400	6,550	13,100				
121	4,750	9,500	6,650	13,300				
122	4,750	9,500	6,650	13,300				
123	4,750	9,500	6,650	13,300				
124	4,750	9,500	6,650	13,300				
125	4,800	9,600	6,700	13,400				
126			6,700	13,400				
127			6,700	13,400				
128			6,700	13,400				
129			6,800	13,600				
130			6,800	13,600				
131			6,800	13,600				
132			6,800	13,600				
133			6,850	13,700				
134			6,850	13,700				
135			6,850	13,700				
136			6,850	13,700				
137			6,950	13,900				
138			6,950	13,900				
139			6,950	13,900				
140			6,950	13,900				
141			7,000	14,000				
142			7,000	14,000				
143			7,000	14,000				
144			7,000	14,000				
145			7,050	14,100				
146			7,050	14,100				
147			7,050	14,100				
148			7,050	14,100				
149			7,050	14,100				
150			7,050	14,100				
151			7,050	14,100				
152			7,050	14,100				
153			7,100	14,200				
154			7,100	14,200				
155			7,100	14,200				
156			7,100	14,200				
157			7,100	14,200				
158			7,100	14,200				
159			7,100	14,200				
160			7,100	14,200				
161			7,100	14,200				
162			7,100	14,200				
163			7,100	14,200				
164			7,100	14,200				
165			7,100	14,200				
再雇用 職員	3,150	6,300	3,850	7,700	5,050	10,100	6,450	12,900

備考 この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

別表第15 本府省業務調整手当額(第42条の3関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外 の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	7,200	7,200
2級	8,800	8,600
3級	17,500	15,500
4級	22,100	16,800
5級	37,400	27,800
6級	39,200	30,300
7級以上	41,800	34,500

平成18年4月1日附則別表第1(附則第4項関係)

支給割合	支 給 地 域
100分の3	群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市
100分の17	東京都のうち 特別区
100分の14	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 大阪府のうち 大阪市 守口市 兵庫県のうち 芦屋市
100分の12	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 調布市 福生市 清瀬市 神奈川県のうち 横浜市 川崎市 厚木市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 門真市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市
100分の11	埼玉県のうち さいたま市 大阪府のうち 高石市
100分の10	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち 志木市 千葉県のうち 千葉市 船橋市 浦安市 東京都のうち 三鷹市 昭島市 小平市 日野市 神奈川県のうち 横須賀市 海老名市 京都府のうち 京都市

	<p>大阪府のうち 堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市</p> <p>福岡県のうち 福岡市</p>
100分の9	<p>千葉県のうち 市川市 松戸市 四街道市 袖ヶ浦市</p> <p>東京都のうち 青梅市 東村山市 あきる野市</p> <p>神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市</p> <p>愛知県のうち 刈谷市 豊田市</p> <p>滋賀県のうち 大津市</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 天理市</p> <p>広島県のうち 広島市</p>
100分の8	<p>茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市</p> <p>埼玉県のうち 鶴ヶ島市</p> <p>千葉県のうち 富津市</p> <p>愛知県のうち 豊明市</p> <p>三重県のうち 鈴鹿市</p> <p>滋賀県のうち 草津市</p>
100分の6	<p>宮城県のうち 仙台市</p> <p>埼玉県のうち 川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市</p> <p>千葉県のうち 柏市</p> <p>神奈川県のうち 平塚市 三浦郡葉山町</p> <p>静岡県のうち 静岡市</p> <p>京都府のうち 宇治市</p> <p>大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 和泉市 羽曳野市</p>

	<p>兵庫県のうち 伊丹市</p>
100分の5	<p>茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市</p> <p>栃木県のうち 宇都宮市</p> <p>埼玉県のうち 行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市</p> <p>千葉県のうち 茂原市 佐倉市 市原市 白井市</p> <p>神奈川県のうち 秦野市</p> <p>山梨県のうち 甲府市</p> <p>静岡県のうち 沼津市 御殿場市</p> <p>愛知県のうち 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市</p> <p>三重県のうち 津市 四日市市</p> <p>滋賀県のうち 守山市 栗東市</p> <p>京都府のうち 亀岡市 京田辺市</p> <p>大阪府のうち 河内長野市 藤井寺市</p> <p>兵庫県のうち 三田市</p> <p>奈良県のうち 大和高田市 橿原市</p>
100分の3	<p>北海道のうち 札幌市</p> <p>宮城県のうち 名取市 多賀城市</p> <p>茨城県のうち 龍ヶ崎市 筑西市</p> <p>栃木県のうち 鹿沼市 小山市 大田原市</p> <p>埼玉県のうち 熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町</p> <p>千葉県のうち 野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町</p> <p>東京都のうち 武蔵村山市</p> <p>神奈川のうち</p>

小田原市 三浦市
富山県のうち 富山市
石川県のうち 金沢市
福井県のうち 福井市
長野県のうち 長野市 松本市 諏訪市
岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
静岡県のうち 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市
愛知県のうち 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町
三重県のうち 桑名市 名張市 伊賀市
滋賀県のうち 彦根市 長浜市
京都府のうち 向日市 相楽郡木津町
大阪府のうち 柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町
兵庫県のうち 姫路市 明石市 加古川市 三木市
奈良県のうち 桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町
和歌山県のうち 和歌山市 橋本市
岡山県のうち 岡山市
広島県のうち 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
山口県のうち 周南市
香川県のうち 高松市
福岡県のうち 北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町
長崎県のうち 長崎市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

平成21年4月1日附則別表第2 本府省業務調整手当額(附則第2条関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	1,800	1,800
2級	2,200	2,100
3級	5,800	5,200
4級	7,400	5,600
5級	37,100	27,600
6級	38,800	30,100
7級以上	41,400	34,200

平成27年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の4
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の1
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	多賀城市	100分の5
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15
	つくば市	100分の13
	守谷市	100分の11
	水戸市 土浦市	100分の10
	牛久市	100分の8
	日立市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	龍ヶ崎市	100分の5
	筑西市	100分の3
	神栖市	100分の2
	笠間市 鹿嶋市	100分の1
	栃木県	宇都宮市
大田原市		100分の4
鹿沼市 小山市		100分の3
下野市		100分の2
栃木市 真岡市		100分の1
埼玉県	和光市	100分の15
	さいたま市 志木市	100分の13
	東松山市 朝霞市	100分の8
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	
	坂戸市	100分の5
	春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の4
	羽生市 比企郡滑川町	100分の2
	熊谷市	100分の3
千葉県	成田市 印西市	100分の15
	袖ヶ浦市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	千葉市	100分の11
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の7
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の4
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の1
	東京都	特別区
武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市		100分の15
多摩市 稲城市 西東京市		
八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市		100分の13
立川市		100分の12
青梅市 東村山市		100分の11
三鷹市 あきる野市		100分の10
武蔵村山市		100分の3
神奈川県	鎌倉市 厚木市	100分の15
	横浜市 川崎市	100分の13
	相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	小田原市	100分の5
	三浦市(総務省関東総合通信局電波管理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の4
新潟県	新潟市	100分の1
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3

福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の1
長野県	塩尻市	100分の4
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の1
岐阜県	岐阜市	100分の4
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の1
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の4
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の1
愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市	100分の13
	豊明市	100分の11
	西尾市 知多市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	みよし市	100分の5
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の4
	西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
	豊川市 田原市	100分の2
常滑市 海部郡飛島村	100分の1	
三重県	鈴鹿市	100分の10
	四日市市	100分の7
	津市	100分の6
	桑名市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
	亀山市	100分の2
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の7
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の4
	長浜市	100分の3
	甲賀市	100分の2
	東近江市	100分の1
京都府	京都市	100分の10
	京田辺市	100分の8
	宇治市 亀岡市	100分の6
	向日市 木津川市	100分の4
大阪府	大阪市 守口市 門真市	100分の15
	高槻市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	池田市	100分の11
	堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市	100分の10
	羽曳野市	100分の8
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	柏原市 交野市	100分の5
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の4
兵庫県	芦屋市	100分の15
	西宮市 宝塚市	100分の13
	神戸市 尼崎市	100分の10
	伊丹市 三田市	100分の7
	明石市	100分の4
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
	赤穂市	100分の2
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の4
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の4
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10

	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
	三原市 東広島市	100分の1
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の1
香川県	高松市	100分の4
	坂出市	100分の1
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の5
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の4
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの
の変更によって影響されるものではない。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(二) (第2項関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再	1	153,600	197,900	333,500	423,700
	2	155,100	199,600	335,800	425,500
	3	156,600	201,200	338,100	427,300
	4	158,100	202,900	340,400	429,100
	5	159,800	204,700	342,700	430,700
	6	161,700	206,400	345,000	432,300
	7	163,500	208,100	347,300	434,200
	8	165,300	209,700	349,600	436,100
	9	167,100	211,500	351,600	437,900
	10	169,200	213,400	353,800	439,700
	11	171,200	215,300	356,000	441,600
	12	173,200	217,200	358,200	443,500
	13	175,200	218,900	360,400	445,200
	14	177,400	220,900	362,400	447,100
	15	179,600	222,900	364,400	449,000
	16	181,800	224,900	366,500	450,900
	17	184,100	226,800	368,400	452,600
	18	186,700	229,500	370,400	454,400
	19	189,200	232,200	372,400	456,200
	20	191,700	234,900	374,400	458,000
	21	194,200	237,700	376,400	459,600
	22	195,900	240,600	378,200	461,400
	23	197,600	243,500	380,200	463,300
	24	199,300	246,300	382,100	465,000
	25	200,800	248,900	383,600	466,700
	26	202,500	251,700	385,500	468,400
	27	204,200	254,500	387,200	470,000
	28	205,800	257,200	389,100	471,700
	29	207,300	260,000	391,000	473,500
	30	209,000	262,600	393,000	475,100
	31	210,700	265,100	395,000	476,700
	32	212,400	267,600	397,000	478,400
	33	214,000	269,900	398,800	480,100
	34	215,800	272,400	400,500	481,100
	35	217,600	274,900	402,200	482,100
	36	219,400	277,300	404,000	482,800
	37	221,000	279,700	405,200	483,800
	38	222,800	282,200	406,700	484,800
	39	224,600	284,700	408,100	485,800
	40	226,400	287,200	409,600	486,800
	41	228,300	289,600	411,300	487,900
	42	230,100	292,100	412,700	
	43	231,900	294,400	414,100	
	44	233,600	296,900	415,700	
	45	235,300	299,200	417,300	
	46	237,000	301,600	418,600	
	47	238,600	304,000	420,200	
	48	240,200	306,700	421,800	
	49	241,800	309,200	423,500	
	50	243,500	311,700	424,900	
	51	245,000	314,200	426,500	
	52	246,700	316,700	428,100	
	53	248,100	319,100	429,800	
	54	249,600	321,300	431,300	
	55	251,200	323,500	432,900	
	56	252,700	325,700	434,500	
	57	254,100	328,000	436,000	
	58	255,600	330,200	437,500	
	59	257,100	332,400	438,900	
	60	258,600	334,500	440,400	
	61	260,100	336,700	442,000	
	62	261,500	338,900	443,500	

雇 用 職 員 以 外 の 職 員	63	263,100	341,100	445,000
	64	264,400	343,300	446,500
	65	265,900	345,300	448,200
	66	267,400	347,500	449,700
	67	269,000	349,700	451,200
	68	270,700	351,900	452,800
	69	272,200	353,900	454,400
	70	273,700	355,800	455,900
	71	275,000	357,900	457,500
	72	276,500	360,000	459,100
	73	277,700	361,800	460,600
	74	279,100	363,700	461,600
	75	280,500	365,500	462,600
	76	281,900	367,400	463,300
	77	283,300	369,400	464,000
	78	284,500	371,100	465,000
	79	285,700	372,800	466,000
	80	286,900	374,500	467,000
	81	288,200	376,000	467,800
	82	289,400	377,500	
	83	290,600	379,000	
	84	291,800	380,500	
	85	293,000	381,600	
	86	294,200	383,000	
	87	295,400	384,400	
	88	296,600	385,800	
	89	297,800	387,100	
	90	299,000	388,400	
	91	300,200	389,700	
	92	301,400	391,000	
	93	302,200	392,300	
	94	303,300	393,500	
	95	304,300	394,800	
96	305,500	396,100		
97	306,500	397,500		
98	307,600	398,500		
99	308,700	399,600		
100	309,800	400,700		
101	310,700	401,600		
102	311,800	402,600		
103	312,900	403,700		
104	314,000	404,800		
105	314,600	405,500		
106	315,500	406,500		
107	316,300	407,500		
108	317,100	408,500		
109	318,000	409,300		
110	318,400	410,200		
111	318,900	411,100		
112	319,400	411,900		
113	320,000	412,500		
114	320,400	413,200		
115	320,900	413,900		
116	321,400	414,600		
117	322,000	415,300		
118	322,500	416,100		
119	323,000	416,700		
120	323,500	417,500		
121	324,000	418,100		
122	324,400	418,500		
123	324,900	419,000		
124	325,400	419,200		
125	326,000	419,600		
126	326,300	420,100		
127	326,600	420,600		
128	326,900	421,100		
129	327,200	421,500		
130	327,500	422,000		
131	327,800	422,400		
132	328,100	422,900		
133	328,300	423,300		

	134	328,500	423,800		
	135	328,700	424,300		
	136	329,000	424,800		
	137	329,300	425,200		
	138	329,500	425,700		
	139	329,800	426,200		
	140	330,100	426,700		
	141	330,300	427,100		
	142	330,500	427,600		
	143	330,800	428,100		
	144	331,000	428,600		
	145	331,300	429,000		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,300			
	151	332,600			
	152	332,900			
	153	333,100			
再雇用職員		234,400	277,900	335,800	421,600

- 備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(三) (第2項関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	153,600	169,500	290,200	413,300
	2	155,100	171,600	293,200	414,800
	3	156,600	173,700	296,300	416,300
	4	158,100	175,900	299,300	417,800
	5	159,800	177,900	301,900	419,200
	6	161,700	180,100	304,800	420,700
	7	163,500	182,300	307,800	422,300
	8	165,300	184,500	310,700	423,900
	9	167,100	186,800	313,700	425,300
	10	169,200	189,600	316,500	426,700
	11	171,200	192,300	319,300	428,100
	12	173,200	195,000	322,200	429,500
	13	175,200	197,900	324,900	430,800
	14	177,400	199,600	326,900	432,200
	15	179,600	201,200	328,900	433,600
	16	181,800	202,900	331,200	435,000
	17	184,100	204,700	333,500	436,200
	18	186,700	206,400	335,800	437,500
	19	189,200	208,100	338,100	438,700
	20	191,700	209,700	340,400	440,000
	21	194,200	211,500	342,700	441,100
	22	195,900	213,400	345,000	442,400
	23	197,600	215,300	347,300	443,700
	24	199,300	217,200	349,600	445,000
	25	200,800	218,900	351,600	446,300
	26	202,400	220,900	353,500	447,600
	27	204,000	222,900	355,400	448,800
	28	205,500	224,900	357,300	450,100
	29	207,200	226,800	359,200	451,400
	30	208,900	229,500	361,100	452,500
	31	210,600	232,200	362,800	453,700
	32	212,300	234,900	364,700	454,900
	33	213,800	237,700	366,500	456,100
	34	215,500	240,600	368,200	457,000
	35	217,200	243,500	370,000	457,900
	36	218,900	246,300	371,800	458,500
	37	220,400	248,900	373,700	459,300
	38	222,100	251,700	375,300	460,200
	39	223,800	254,500	376,900	461,100
	40	225,500	257,200	378,500	462,000
	41	227,300	260,000	379,800	462,900
	42	229,100	262,600	381,300	
	43	230,900	265,100	382,600	
	44	232,600	267,600	384,100	
	45	234,500	269,900	385,700	
	46	236,200	272,400	387,300	
	47	237,800	274,900	388,900	
	48	239,500	277,300	390,500	
	49	241,000	279,700	391,900	
	50	242,700	282,200	393,400	
	51	244,300	284,700	394,900	
	52	245,900	287,200	396,400	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	53	247,100	289,600	397,600	
	54	248,700	292,100	398,900	
	55	250,300	294,400	400,000	
	56	251,900	296,900	401,200	
	57	253,200	299,200	402,500	
	58	254,700	301,600	403,700	
	59	256,100	304,000	405,000	
	60	257,500	306,700	406,300	
	61	259,000	309,200	407,600	
	62	260,400	311,700	408,600	
	63	261,700	314,200	410,000	
64	263,100	316,700	411,400		
65	264,400	319,100	412,600		
66	265,800	321,300	413,700		
67	267,200	323,500	414,900		
68	268,700	325,700	416,100		
69	270,400	328,000	417,100		
70	271,900	330,200	418,300		
71	273,400	332,400	419,500		
72	274,900	334,500	420,700		
73	276,100	336,700	421,500		
74	277,400	338,900	422,300		
75	278,700	341,100	423,100		
76	280,000	343,300	423,900		
77	281,400	345,200	424,500		
78	282,600	347,100	425,300		
79	283,800	349,000	426,000		
80	285,000	350,900	426,700		
81	286,300	352,700	427,500		
82	287,200	354,500	428,100		
83	288,400	356,300	428,600		
84	289,600	358,100	429,300		
85	290,600	359,500	430,000		
86	291,600	361,200	430,500		
87	292,600	362,500	431,100		
88	293,600	364,100	431,800		
89	294,700	365,600	432,500		
90	295,600	366,900	433,100		
91	296,500	368,300	433,800		
92	297,400	369,700	434,200		
93	297,900	371,200	434,600		
94	298,700	372,500	435,300		
95	299,300	373,800	436,000		
96	300,100	375,100	436,700		
97	300,900	376,100	437,200		
98	301,700	377,100			
99	302,500	378,100			
100	303,300	379,100			
101	304,200	380,200			
102	304,700	381,200			
103	305,200	382,200			
104	305,700	383,200			
105	305,900	384,000			
106	306,300	384,900			
107	306,600	385,800			
108	306,900	386,800			
109	307,100	387,700			
110	307,300	388,700			
111	307,600	389,700			

112	307,900	390,700		
113	308,100	391,300		
114	308,300	392,200		
115	308,500	393,100		
116	308,800	394,000		
117	309,100	394,800		
118	309,400	395,600		
119	309,700	396,400		
120	310,000	397,200		
121	310,100	397,800		
122	310,300	398,600		
123	310,600	399,300		
124	310,900	400,000		
125	311,100	400,700		
126		401,400		
127		401,900		
128		402,500		
129		403,200		
130		403,800		
131		404,500		
132		405,100		
133		405,400		
134		406,000		
135		406,600		
136		406,900		
137		407,300		
138		407,900		
139		408,500		
140		409,100		
141		409,500		
142		410,100		
143		410,600		
144		411,200		
145		411,600		
146		412,200		
147		412,800		
148		413,400		
149		413,800		
150		414,400		
151		415,000		
152		415,600		
153		416,000		
154		416,600		
155		417,200		
156		417,800		
157		418,200		
再雇用職員	225,800	274,600	329,000	411,400

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額額は、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の5
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の2
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の7
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	守谷市	100分の13
	水戸市 土浦市 牛久市	100分の10
	日立市	100分の9
	龍ヶ崎市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	神栖市	100分の4
	筑西市	100分の3
	笠間市 鹿嶋市	100分の2
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の5
	下野市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	栃木市 真岡市	100分の2
埼玉県	和光市	100分の15.5
	さいたま市 志木市	100分の14
	東松山市 朝霞市	100分の10
	坂戸市	100分の7
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	
	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町	100分の5
	北葛飾郡杉戸町	
	羽生市 比企郡滑川町	100分の4
熊谷市	100分の3	
千葉県	印西市	100分の15.5
	成田市 袖ヶ浦市	100分の15
	千葉市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の9
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の5
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の15.5
	調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	八王子市 府中市	100分の14
	青梅市 東村山市	100分の13
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	厚木市	100分の15.5
	横浜市 川崎市 鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の10.5
	横須賀市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の9
	小田原市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	三浦市(総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の5
新潟県	新潟市	100分の2
富山県	富山市	100分の3

石川県	金沢市	100分の3
	河北郡内灘町	100分の2
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の2
長野県	塩尻市	100分の5
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の2
岐阜県	岐阜市	100分の5
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の2
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の5
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の2
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の15
	名古屋市	100分の14
	豊明市	100分の13
	西尾市 知多市	100分の9
	みよし市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の5
	西春日井郡豊山町	
	豊川市 田原市	100分の4
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
常滑市 海部郡飛島村	100分の2	
三重県	鈴鹿市	100分の10.5
	四日市市	100分の9
	津市	100分の6
	桑名市	100分の5
	亀山市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の9
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の5
	甲賀市	100分の4
	長浜市	100分の3
東近江市	100分の2	
京都府	京都市 京田辺市	100分の10
	宇治市 亀岡市	100分の6
大阪府	向日市 木津川市	100分の5
	大阪市 守口市	100分の15.5
	門真市	100分の15
	高槻市	100分の14
	池田市 大東市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	豊中市	100分の10.5
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大阪市	100分の10
	柏原市 交野市	100分の7
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の5
	兵庫県	芦屋市
西宮市 宝塚市		100分の14
神戸市		100分の10.5
尼崎市		100分の10
伊丹市 三田市		100分の9
明石市		100分の5
赤穂市		100分の4
姫路市 加古川市 三木市		100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の5
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の5
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10

	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
	三原市 東広島市	100分の2
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の2
香川県	高松市	100分の5
	坂出市	100分の2
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の7
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の5
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区
変更によって影響されるものではない。